

令和5年第7回
曾於市農業委員会總會議事録

令和5年7月19日
曾於市農業委員会

第7回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年7月19日（水） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○

4 欠席委員

5 議事録署名委員 18番 ○○○○○, 19番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和5年7月19日（水） 午前9時55分

令和5年第7回曾於市農業委員会総会日程

令和5年7月19日（水）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第54号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第55号 農地法第4条による許可申請について

議案第56号 農地法第5条による許可申請について

議案第57号 非農地証明願について

議案第58号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第59号 農用地等のあっせんについて

議案第60号 農用地利用集積計画（所有権移転）の取消しについて（令和4年5月分）

議案第61号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第62号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告

報告第7号 合意解約等の報告

4 その他

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。6月、7月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第7回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。18番〇〇〇〇〇〇委員、19番〇〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第54号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉79号について、7月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。次に、末吉80号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉81号について、7月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、既にユズが作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。なお、農地が安いのは、老木で収量性が低いということで、この価格になったそうです。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅82号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上で後継者が同居はしておりませんが、近くに住んでおり、働きながら親の農作業を手伝っています。また、定年後は後を継ぐとの話を確認しました。調査結果の総合意見は、取得する農地には既に水稻が作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅82号について、お聞きします。価格的に相当安いのですが、この田は現在耕作されているのですか。それとも全然使えない田なのですか。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

お父さんの時代から、この〇〇〇〇〇〇さんが借りられて耕作中であります。令和5年3月に利用権の再設定がされていましたが、今回渡人が相続されましたので、受人へ所有権移転するものです。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第54号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第55号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

末吉32号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は前川内自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積は、農業用倉庫、稲置場を整備する面積として全体で663㎡であり、同種施設の規模からみて適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下となっています。被害防除は、緩衝地を設け、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、既に農業用倉庫及び稲置場を整備しており農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第55号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第56号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○2番委員 (○○○○○)

末吉36号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は向江東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されていることから確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、共同住宅、駐車場、通路、転回スペースを整備する面積として、全体で741㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、土留工事を行い、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、共同住宅、駐車場、通路、転回スペースを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○18番委員 (○○○○○)

大隅37号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は西竹山自治会内の農地です。周囲の状況は、東

財部39号について、ちょっとお聞きします。6,000万円の補助が採択されなかったということですが、何か理由があるのですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

企画政策課が担当課になります。理由は定かではありませんが、不採択という通知があったということです。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

こういうときに、国会議員とか県議とかいらっしゃいますから、そういう人たちを通してやった方が市としては良いのではないですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

地域振興推進事業補助金に該当しないと最終的に判断されたようです。6,650万円については、ほぼ過疎債と若干の一般財源で充当するというので、議会で御審議いただいた次第でございます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

大隅38号について、ちょっと伺いますけど、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは夫婦ですよ。夫婦の中で使用貸借の契約を結ばれて、施主が〇〇〇〇〇さんですよ。何か税金対策なのか、何なのかなと思いつつ見ているのですが、いかがでしょうか。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

税金対策かどうかは分かりません。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

一緒に住むんですよ。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

そうです。今現在も一緒に住まれています。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

使用貸借で返還義務を怠った場合は、損害金はどうのこうのって色々書いてあるものですから、何かおもしろいなと思いつつ。分からないですね。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

それ以上深いところは聞いておりません。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第56号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第57号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

大隅7号について、7月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は西竹山自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑です。記載事項と現地は合致しております。違反転用として改善指導は受けておりません。申請地の四方は農地であります。排水等の流れ込み等はなく影響はないと思われまふ。その他農地法上、特に問題はありまふ。建物は、茶工場として昭和50年に建築されたものであり、建築後40年以上経過し、現在は車庫として利用されておま

す。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地の農業用施設に該当します。茶工場として40年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部8号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は中正ヶ峯自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地と畑、南が道路を挟んで宅地と畑、北が畑です。記載事項と現地は合致しております。違反転用として改善指導は受けておりません。周囲の農地への影響は、北西側に隣接する農地がありますが、雨水は北東側の既存側溝へ流入するため問題ありません。その他農地法上も特に問題はあります。申請地は、昭和61年5月に申請人の亡父が農地法の許可を得て、当時経営していた柿木建設の資材置場として利用しておりました。当時は、隣接地に事務所を構えておりましたが、現在では、事務所もなく、相続人である申請人が申請地の草刈り等管理をしており、20年以上が経過しています。調査結果の総合意見は、申請地は、昭和61年の転用許可後、必要な登記手続きをとらないまま、資材置場として利用され、現在まで農地としての利用はされていない状況です。ついては、資材置場への転用後37年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第57号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第58号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○2番委員（○○○○○）

末吉5号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は三枝前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が田、南が道路を挟んで田、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、全体面積726㎡のうち25㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は水路へ放流します。被害防除は、土留工事を行い、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、既に農作業時の休憩所を整備しており、農地への復元も困難です。設置により耕作が不能となる面積が25㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第58号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第59号農用地等のあっせんについてを議題といたします。今回のあっせん委員の指名につきましては、農業委員の任期が、本日7月19日までとなりますので、勇退される委員は後任者及び推進委員へ引継ぎをお願いいたします。なお、推進委員の任期については、後任者が決まるまでとなっていますので、引き続きよろしくをお願いいたします。それでは、あっせん委員を指名いたします。末吉91から末吉93までは、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉94は、2番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉95は、4番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉96は、13番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉97及び末吉98は、17番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部99は、7番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部100は、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部101は、14番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部102及び財部103は、3番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉60号は打ち切りをお願いします。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

大隅63号は継続、64号は打ち切りをお願いします。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

大隅66号は打ち切りをお願いします

○6番委員（〇〇〇〇〇）

財部68号は継続をお願いします。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

財部69号も継続をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉73号は継続をお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

末吉74号は継続です。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

末吉75号は打ち切りをお願いします。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

財部77号は継続をお願いします。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

財部78号も継続をお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉79号は継続をお願いします。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

末吉80号は継続をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉81号も継続をお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉82号は打ち切りをお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉84号は継続をお願いします。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

末吉85号は継続をお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅86号は継続をお願いします。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

財部87号も継続でお願いします。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

財部88号も継続でお願いします。

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

財部90号も継続でお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第60号農用地利用集積計画の取消しについて、令和4年5月分の所有権移転1件を議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

本件は、昨年の5月の総会において、基盤法による所有権移転の決定をいただいておりますが、申請地が受人の考えていた場所ではなかったということで、購入されず、所有権移転登記もなされていませんが、農地台帳上は受人に移動している状態です。今回、渡人からあっせん申し出が提出され判明したもので、本来の形に戻すため農地利用集積計画の令和4年5月分の所有権移転1件について取消しをお願いするものです。以上です。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今、説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

推進委員は〇〇〇〇〇委員になっていますが、現地は案内して、ここですよという説明はしなかったのですか。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

地図上だけでやりました。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

地図上だけで。買う人もやはり見てみないと。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

経緯を説明します。〇〇〇〇〇さんが窓口に来られて、あっせん願ひを出されまして、地区が私でしたので、私も現場は見えていないのですが、航空写真を見て、近くに〇〇〇〇〇さんが作っている所があったのですが、実は取引をしてですね、山が違うということで、一谷違っていたんです。場所が。〇〇〇〇〇さんが思っている場所と自分たちが解釈した所と一谷場所が違ってまして、それで取消しをしてくださないと、即座に、ここはいらないということでしたので、それがそのままになっていたということです。以上です。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

取消ししたということは、事務局に言った訳ですよ

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

言っています。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

事務局の方が動かなかったということですか。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

そうです。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

もう一年たっていますよね。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

だから、〇〇〇〇〇さんが、また次のあっせんを出されています。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

81歳だから、かわいそうですよ。やっぱり推進委員も最後まで責任を持つてみるべきだと思います。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

だから、取消したと私は思っていましたから、もうそれで済んだと思っていました。

○2番委員 (○○○○○)

○○○○○さんにも了解をもらったのですか。

○11番委員 (○○○○○)

基盤法でしたので、そのままの状態で取消したということで、総会にはかかったのですが、このときは不成立でしたので、それがそのままとなっていたということです。

○議長 (○○○○○会長)

この件につきましては、結局、所有者に対してちょっと迷惑を掛けたというパターンですので、これからは、皆さんお互いにそこらあたりは気を付けてもらって、あまり良い例ではありませんので、以後、気を付けていただければと思います。農業委員さんもですし、もちろん事務局も再度確認してしっかりしていきたいと考えています。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第60号農用地利用集積計画の取消しについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本件は原案のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第61号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定6年以上10年未満の財部139を除いて、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第61号農用地利用集積計画について、利用権設定は、再設定6年以上10年未満の財部139を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、議案第61号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の財部139を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第61号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の財部139は申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第62号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第62号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第7号合意解約等の報告については、総会資料の31ページから34ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡 (7月及び8月の行事予定等について)

○事務局 (○○○○○次長)

事務連絡 (農業委員会活動記録簿の提出等について)

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡 (農地パトロール結果の提出及び下限面積撤廃に伴う3条申請の小規模取得の理由を家庭菜園から自家消費とすることについて)

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和5年第7回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。
○事務局（○○○○○局長）
ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和5年7月19日（水） 午前9時55分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員